

議案第61号

世田谷区玉川総合支所庁舎・区民会館改築空気調和設備工事請負契約変更
上記の議案を提出する。

令和2年6月10日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第2条の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区玉川総合支所庁舎・区民会館改築空気調和設備工事請負契約変更

世田谷区玉川総合支所庁舎・区民会館改築空気調和設備工事請負契約を、下記のとおり変更する。

記

変更内容

工	期	既定工期	令和2年4月30日
		専決工期	令和2年6月29日
		変更工期	令和2年10月30日

理 由

専決処分による工期の変更を行ったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、工事の一時中断、作業員の減員等の対策を講じることにより、通常以上の工期を要するため。